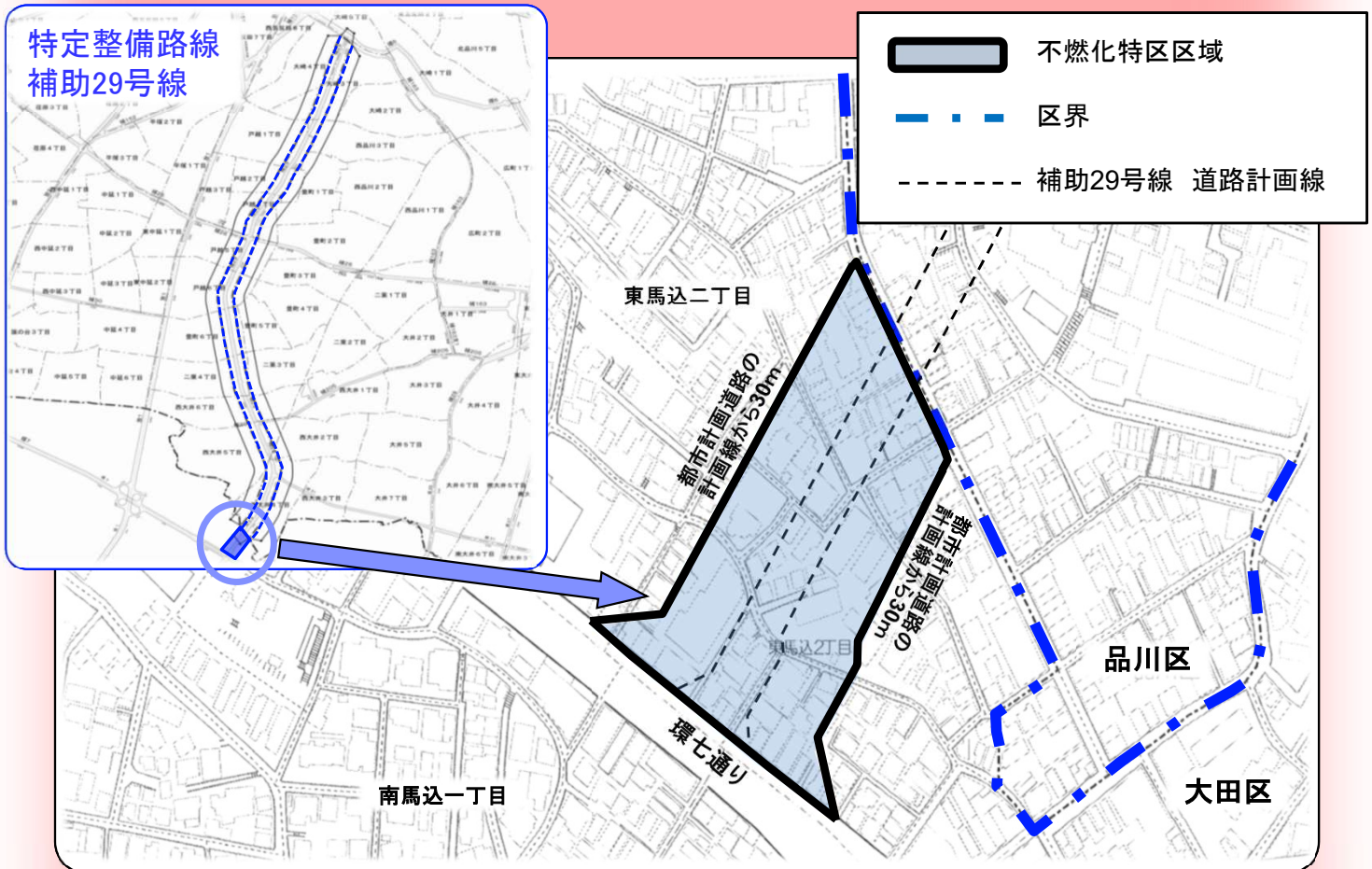


大田区 補助29号線沿道地区 不燃化まちづくり助成事業のご案内

- 老朽建築物除却助成(特定整備路線)
- 専門家派遣支援
- 不燃化特区支援税制(東京都)



除却の申請はお済みですか？

不燃化特区の助成制度は令和7年度末までです

ぜひこの機会に除却等をご検討ください

大田区は、木造住宅密集地域を「燃え広がらない・燃えないまち」へと変えていくため、東京都の不燃化特区の指定を受け除却等の助成事業を実施しています。

大田区



東京都



お問合せ先

大田区まちづくり推進部防災まちづくり課（市街地整備担当）

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 電話 03-5744-1338（直通）



1 老朽建築物除却助成（特定整備路線）

古くなった建物をお持ちの方の建物除却（全部除却）を支援し、不燃化を進めます。老朽建物の処分でお困りの方は、お早めにお問合せください。



● 助成を受けられる方、除却建物の要件 次のア～ウ全て満たす方

- ア 旧耐震基準（昭和56年5月31日までに建築）の木造建物を所有し除却する方
- イ 除却する方は個人又は中小企業者
- ウ 住民税などの滞納がないこと

● 助成額

次のア、イどちらか小さい額

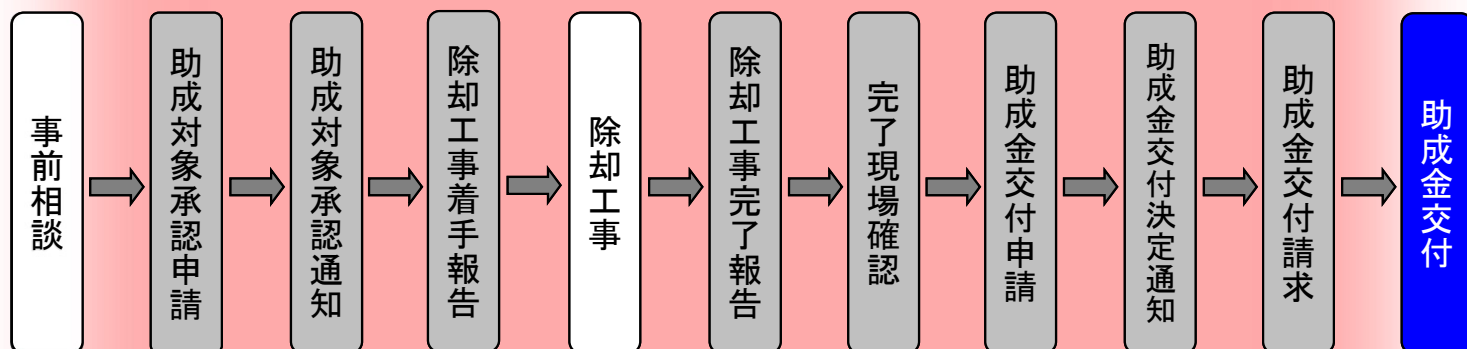
- ア 建物の除却工事及び整地費用（実費）
- イ 除却建物の延床面積から大田区が算定した金額

（参考）助成額のシミュレーション

- ・ 除却建築物 延床面積 200㎡
- ・ 工事費 700万円（うち建物除却・整地費600万円）
- ◎助成額 **600万円**

※上限額：区が定める除却単価×助成上限延床面積500㎡

● 助成までの流れ 工事の事前に大田区への申請、承認通知が必要です。お早めに事前相談をお願いします。



2 専門家派遣支援

敷地が道路に接していないなど、建替えに課題のある建物をお持ちの方に、大田区が専門家（建築士、弁護士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等）を派遣し、不燃化建替えにつなげます。建替えでお困りの方はお問合せください。

● 支援の対象

地区内で建替えを希望しており、敷地などに建替え課題がある方（大田区の事前認定が必要）

● 支援の内容

建替え課題に応じた専門家の斡旋・派遣
※派遣費用は無料です



区役所にご相談いただければ、相談内容に応じた専門家を無料で派遣しております。

3 不燃化特区支援税制（東京都）

不燃化特区内で制度を利用して建物を除却し更地で管理する方に、東京都の家屋・土地への固定資産税や都市計画税を5年間減免する制度です。

条件、必要書類、手続等は、お近くの都税事務所にご確認ください。

1 土地に係る減税（老朽住宅除却に対する減税）

【お問合せ先】東京都大田都税事務所 電話 03-3733-2411（対象要件・必要書類・手続等）
大田区防災まちづくり課 電話 03-5744-1338（大田区での手続関係）